

市立高等学校におけるいじめ事案に関する「尼崎市いじめ問題対策審議会」
(第三者委員会)の答申を踏まえた再発防止に向けて

令和3年3月22日
尼崎市教育委員会

「尼崎市いじめ問題対策審議会」(第三者委員会)からの答申を踏まえ、生徒の発達段階を踏まえた心理的理解をもとに、丁寧な教育的指導を学校組織全体で行うことができるようにするため、教育委員会の体制強化、学校への指導強化、学校の組織体制の見直し、体育科カリキュラム改革、部活動改革等、第三者委員会からの提言を確実に実行に移し、教育委員会・学校をあげて再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んでいく。

1. 一人ひとりの教職員の「行動変革」(いじめ対応の強化に不可欠な知識理解の促進)

(1)いじめ対応の徹底

- 以下の事項を記載した「サービス通知」を各学校に発出。
 - ・ 全ての教職員がいじめの定義を理解すること
 - ・ 担当する学級・学年、部活動等においていじめ・体罰等が発生した場合、又は、自分が担当でなくても、いじめ・体罰等が発生したことを知った場合には、案件の軽重に関わらず、管理職に報告することの義務付け
 - ・ 学校管理職に対するいじめを認知した場合における教育委員会への報告の義務付け
 - ・ 全ての教職員が、児童生徒の発達段階に即した心理理解をすること
 - ・ 全ての教職員が、いじめに起因する精神疾患・心身症などを理解すること
 - ・ 学校事務処理の適正な実施 など

(2)生徒指導・いじめ対応に不可欠な知識・理解を得るための研修の実施【教育委員会において実施】

- ・ 全教職員に対する、①いじめ防止対策推進法等の理解の徹底、②発達段階に応じた児童生徒の心理理解、③カウンセリング手法等に関する研修の実施
 - ・ いじめが発生したことを想定した事例検討会(「いじめ対応訓練」)の実施
 - ・ 高等学校の部活動顧問に対する、①高校生世代の心理及び競技スポーツにおける心理理解、②精神疾患・心身症に関する理解、③コーチング等について学ぶための研修受講の義務化
- ※一定期間内に研修を受講することを、部活動顧問になることができる条件とする。

(3) いじめの早期発見、対応等に向けた体制の確立

- ・ 全学校における定期的ないじめ認知のためのアンケート調査の実施手法の改善及び学校管理職も含めた迅速な確認・対応（令和元年度から統一化、教育委員会が定期的
に実施状況を把握、さらなる取組徹底）
- ・ 生徒を対象とした個別面談の実施

2. 生徒に対する心理教育の機会確保

- 保健の時間を活用した、いじめや高校生の心理、心の病にかかる授業の実施
※令和3年度より、臨床心理士等の専門家を招聘し、生徒が精神保健について学ぶ時間を確保

3. 学校としての組織的な対応に向けての取り組み

(1) 市立高等学校における組織的対応の徹底

- ・ 各校の「学校いじめ防止基本方針」の提言を踏まえた見直し及びいじめ対応マニュアル・フロー図の作成【いじめ発生の事後対応（組織での情報共有・対応・教育委員会への報告等）の一連の流れの確立】
- ・ 管理職による積極的ないじめ情報取得の仕組み構築【校内におけるいじめ等の発生状況を、管理職が定期的に確認をするための、①「いじめ対策委員会」等の開催義務化及び②記録の確実な作成】

(2) 教育委員会による校内組織に係る運営指導の実施

- ・ 教育委員会の定期訪問による、①いじめの予防・早期発見・早期介入、②学校内での組織的ないじめ対応状況等に関する確認と指導の実施

(3) 教職員間の連携強化・風通しの良い職場環境の確立

- ・ 人事異動・交流の促進
※市立高等学校間の異動のみでは限界があるため、県市間交流、他都市との交流を進めるための枠組み作りを行う。
- ・ 体育科教官室の見える化、及び部活動単位の教官室の廃止
- ・ 体育科と学年団、生徒指導担当等が定期的に情報共有を図る場の創設
- ・ 生徒情報を一元管理できる「校務支援システム（学校情報のICT化）」の導入

(4)管理職と教職員で一致した目標の設定と目標達成に向けたPDCAサイクルの確立

- ・ 提言を踏まえた市立高等学校の「学校経営方針」の見直し及び関係教職員・保護者・学校評議員等との共有

4. 体育科・運動部活動改革

(1)体罰有識者会議を踏まえた、体育科カリキュラム改革

- ・ 来年度からの部活動と一体となつたいわゆる「専攻科目」の廃止（体育科必修科目「スポーツVI」・「スポーツ総合演習」の見直し）
- ・ ①スポーツを文化的、社会的視点で学ぶ、②様々なスポーツの特性を学ぶ、③スポーツを科学的視点で学ぶ、④スポーツの理論と実践を融合するという4つの観点から体育科のカリキュラムを再編し、新たに「スポーツ健康科学論」等において、課題解決的な学習を実施

(2)地域に開かれた学校づくり

- ・ 学校施設の地域への開放を通じ、学校に、多様な「目」が入るようにする
- ・ 来年度から開催予定の「市尼フェスタ」を通じ、生徒主体による、地域住民に対する健康講座等の実施を通じた地域との連携推進

5. 教育委員会の体制等の強化

(1)市立高等学校の不登校や転退学者の状況把握の徹底

- ・ 市立高等学校に対する「不登校の状況に係る調査（仮称）」の実施（毎月）
- ・ 転学者・退学者が出た場合における教育委員会への報告義務化（毎月）
※転学・退学理由の説明も含む

(2)いじめ防止生徒指導担当の体制強化

- ・ 高校籍指導主事の配置等による市立高等学校への指導体制の充実

(3)「いじめ重大事態」を組織として確実に捕捉するための仕組み構築

- ・ 毎月実施の教育委員会事務局生徒指導連絡会における「いじめ重大事態」に係るスクリーニングの実施

※ ①いじめを認知した際に学校が提出する「いじめ認知報告書」、②月末に提出を求める「いじめに関する報告シート」、③指導主事が定期的に学校に調査に入った際の「いじめ対応に係る学校訪問シート」のいずれにおいても、いじめ重大事態の該当性について確認する欄を設ける。

※ 上記取組については、定期的に、尼崎市「いじめ問題対策審議会」に報告することに加え、総合教育会議でも進捗状況を報告し、見える化を図っていく。

※ また、これら取組に加え、「体罰根絶に向けた有識者会議」の提言を受けた「体罰根絶アクションプラン」を着実に実施することにより、学校のガバナンス改革、体育科改革、部活動改革等を進めていく。

以 上